

ダイオキシン類分析結果

1 目的

ダイオキシン類対策特別措置法(第二十八条)に基づき、ダイオキシン類を測定するもの。

2 試料採取日

令和6年9月25日

3 採取場所

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設からの排水を受け入れている浄化センターの放流水

4 測定方法

JIS K 0312-2008 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法

5 測定結果

すべて排水基準値 (10pg-TEQ/L) 以下であった。

単位：毒性等量 (pg-TEQ/L)

浄化センター	測定結果	基準値
日明	0.00062	10
北湊	0.0041	
皇后崎 (第一処理施設)	0.00047	
皇后崎 (第二処理施設)	0.00011	